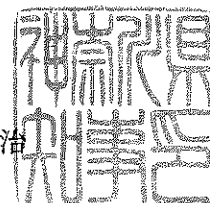


水第 1992 号
令和 5 年 1 月 23 日

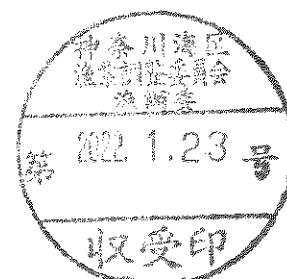
神奈川県漁業調整委員会 会長 櫻本和美 様

神奈川県知事 黒岩祐治



移動式刺し網漁業（いなだ、このしろ及びぼらを目的とする狩刺し網漁業、かますを目的とする狩刺し網漁業、ぼらを目的とする狩刺し網漁業及びすずき流し刺し網漁業）に係る制限措置及び申請期間の制定並びに許可の有効期間の短縮について（諮問）

このことについて、別紙のとおり定めたいので、神奈川県漁業調整規則第 12 条第 3 項及び同第 16 条第 2 項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。



漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読替えて準用する同法第42条第1項の規定により、神奈川県漁業調整規則（令和2年神奈川県規則第91号）第5条第1項第3号の漁業に関する同規則第12条第1項各号に掲げる事項及び同条第2項に規定する許可又は起業の認可を申請すべき期間並びに許可の有効期間について、次のように定める。

許可又は起業の認可をすすめる総トン数及び漁業者の数の他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間

漁業種類	許可又は起業の認可をすすめる者の数（人）	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	許可又は起業者の資格	（規則第14条第1項により許可又は起業の認可時に附加する条件）	許可又は起業の認可を申請すべき期間	許可の有効期間
いなだ、このし及びぼら目的とする狩刺し網漁業	6	定めなし	横須賀市野比から三浦市南下浦町金田に至る地先海面。 ただし、いなだを目的とする操業においては三浦市南下浦町高抜と三ツ磯南端、三ツ磯南端とサク根南端、サク根南端と大島出し南端各見通し線以北で、かつ横須賀市津久井、三浦市南下浦町上宮田界から真方位134度18.4分以東の区域を除く。	1月1日から12月31日まで	三浦市南下浦町に漁業根拠地※を有する者かつ共第2号及び共第3号共同漁業権の漁場の区域において、いなだ、このし及びぼらを目的とする狩刺し網漁業を営むことについて当該漁業権の漁業権者の受忍を受けている者	1 地びき網漁業の操業を妨げてはならない。 2 使用船舶は2隻同時に使用してはならない。 3 操業時に使用する網の統数は1ヶ統とし1ヶ統の網の長さ、いなだを目的とするものは500メートル以内、このし、ぼらを目的とするものは300メートル以内とする。	令和5年2月10日から令和5年3月9日まで	令和5年4月1日から令和8年4月16日まで

※ 漁業根拠地：許可を受けようとする漁業の操業又は漁業の運航の主たる本拠となる地をいう。

かまを目的とする狩刺し網漁業	1	同上	共第8号共同漁業権の漁場の区域	同上	葉山町に漁業根拠地を有している者かつ共第8号共同漁業権の漁場の区域においてかまを目的とする狩刺し網漁業を営むことについて当該漁業権の漁業権者の受忍を受けている者	共同漁業権にもとづく共同漁業の操業を妨げてはならない。	同上	同上
ぼらめと狩刺し網漁業	1	同上	同上	同上	葉山町に漁業根拠地を有している者かつ共第8号共同漁業権の漁場の区域においてぼらを目的とする狩刺し網漁業を営むことについて当該漁業権の漁業権者の受忍を受けている者	同上	同上	同上
すき流し網漁業	1	同上	横須賀市夏島町1番地にある護岸北東角と中の瀬第1号ブイとの見通し線以南で横須賀市津久井津久井川河口と千葉県浜金谷港灯台との見通し線以北の神奈川県海面	同上	横須賀市大津、馬堀海岸及び走水に漁業根拠地を有している者かつ共第1号共同漁業権の漁場の区域においてすき流し刺し網漁業を営むことについて当該漁業権の漁業権者の受忍を受けている者	漁具の規模の限度は次のとおりとする。 1 目合 7.6cm 以上 2 網の高さ 100 掛以下 3 網の総長 300 メートル以下	同上	令和5年4月3日から令和8年4月16日まで